

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	9		利用児童の様子や活動にあわせ1階と2階での支援をおこなっております。	
	2	9		基準配置以上の配置であり、直接処遇職員はすべて資格者を配置しております。	
	3	4	5	玄関に安全対策としてセーフティゲートを使用しておりますので若干段差があります。また2階は階段を使用する必要があります。	2階への移動は必ず職員と一緒にこなすよう徹底しており、転倒等がないよう努めております。
	4	9		毎日サービス提供後に清掃をおこなっており、心地よく過ごせる環境になっているか。また児童たちの活動に合わせた空間となっている。	
	5	9		必要に応じて、児童が個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっている。	
業務改善	6	9		定期的なリフレクシオン会議をおこない、職員が意見を出し合う機会を設けております。会議の内容は議事録を作成し、情報共有に努めております。	
	7	9		アンケートのご意見やご要望に関しては、職員間で情報共有し、迅速に対応できるよう心がけております。	
	8	9		業務開始に合わせて、一日の流れや療育内容の確認を職員全員でおこなっております。また、月に1回リフレクシオン会議を実施し、業務内容や療育の質向上に向けて意見交換をおこなっております。	
	9	9		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
	10	9		本社保存の動画による社内研修のほか、法定で定められた研修についても計画的に実施しております。	
適切な支援の提供	11	9		支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。	支援プログラムを作成し、令和7年度に向けた公表準備をしております。
	12	9		児童発達支援計画の作成前に、アセスメントを実施してあります。定期的な保護者様との面談により、利用児童の状況や課題を確認し支援計画に反映しております。	
	13	9		日頃から利用児童の様子を情報共有する時間を作り、モニタリング前にも改めて職員間で利用児童の成長や課題について話し合っております。児童発達支援計画を作成する際には児童発達支援管理を中心に会議をおこない、どのような支援を行うべきか検討をおこなっております。	
	14	9		児童発達支援計画の内容をもとに、各児童の療育プログラムを設定しております。また支援計画、支援内容をすべての職員に共有するための打ち合わせをおこない、目標に合わせた支援を提供しております。	
	15	9		5領域に沿ったアセスメント記録を作成しており、各児童毎に課題を整理できるよう努めております。	
	16	9		児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、児童の支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されている。	
	17	9		児童発達支援計画や専門的支援実施計画をもとに、チームで立案・役割分担し、協力して支援をおこなっております。その立案に対しては、日々話し合いをもち、改善・より良い支援提供に努めております。	
	18	9		基本プログラムを軸に、四季に応じた製作やイベント、運動遊び等、個別活動や集団活動を組み合わせながら、楽しく意欲的に活動できるように工夫しております。	
	19	9		個別活動や社会性を育むため集団活動も組み合わせながら支援計画を作成しております。利用児童の特性に応じて、無理なく参加できるような支援方法を検討しております。	
	20	9		毎日のスケジュールや、職員配置、役割分担を把握できるよう打ち合わせをしたうえで可視化して、共通認識を持って支援にあたります。重要事項については、日々話し合いをおこなっております。	
	21	9		記録作成時などに気付きや療育内容についての相談など職員間で話し合いをしております。重要事項については適宜ミーティングを開き、情報共有しております。	
	22	9		日々の支援内容には必ず記録に残しております。また、支援をおこなう前に必ず以前の記録に目を通し、様子の詳細や疑問点を職員同士で話し、児童の実態を把握してから支援に臨んでおります。	
	23	9		定期的にモニタリングをおこない、児童の成長や変化、保護者様のご意向に沿った計画を作成できるよう、見直しをおこなっております。	
	24	9		児童発達支援管理者や管理者が参画しております。	
	25	9		必要に応じて情報共有、相互理解を図り、よりよい支援につなげられるように努めております。	
	26	9		相談支援を中心としたインクルージョン推進の観点から支援をおこなっております。また、よりよい支援を提供できるよう、情報共有と相互理解をはかっております。	今後も各関係機関との情報共有に努めてまいります。
	27	9		対象児童の契約がないため、実施できておりません。	今後必要に応じて情報共有を行ってまいります。
	28	9		地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っている。	
	29	9		質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させている。	
30	9		（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している。		
31	9		対象児童の契約がないため、実施できておりません。	今後必要に応じて連携を図ってきたいと思っております。	
32	9		対象児童の契約がないため、実施できておりません。	児童の現状や保護者様のご意見を踏まえて、交流会などの機会を検討してまいります。	
33	9		連絡帳を通して療育をお伝えし、療育中に見つかった課題などについて、送迎時や家族支援時に情報共有に努めております。保護者様とのこまめな情報共有で共通理解を図り、よりよい支援につなげるよう努めてまいります。		
34	3	6	保護者様からの相談に対して、児童の様子を見ながら、適切なアドバイスができるように努めております。また児童の発達段階から保護者様にご提案やアドバイスもできるよう努めてまいります。	今後も保護者様の対応力向上を図り、保護者様のニーズに応える方向へ、寄り添った支援をおこなってまいります。	
保護者様への説明責任等	35	9		連絡帳のやりとりや、電話、送迎時、面談をおこなう、子育てのお悩みや質問、ご相談に適切な回答・助言などの支援に努めております。	
	36	9		契約時に運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っております。また、質問やご不明な点がないかを確認しながら進めてまいります。	
	37	9		個別支援計画の作成前にモニタリングを実施してあります。定期的な保護者様との面談により、利用児童の状況や課題を確認し支援計画に反映しております。	
	38	9		児童発達支援計画の同意をいただく際には、丁寧かつ分かりやすい言葉で説明するよう、心がけております。	
	39	9		個人情報の関係もあり、保護者様の集まる機会が実現できていませんが、ご意向を踏まえつつ、必要に応じて今後検討してまいります。	児童の現状や保護者様のご意見を踏まえて、交流会等の機会を検討してまいります。
	40	9		日々の利用に関するご意見やご相談については、迅速に対応できるよう配慮しております。苦情へのご相談窓口も設けており、契約時にご説明しております。	
	41	9		季節ごとのCOMPASSだよりや、毎月の事業所だよりを発行し、公式Webサイトでは、最新情報のほか、事業所の活動が毎日ブログで紹介されております。	
	42	9		個人情報の取り扱いには慎重におこない、書類は施錠できる場所に保管しております。また児童の写真掲載等は、書面にて保護者様の同意を得たうえで掲載しております。	
	43	9		一人ひとりの特性に応じて、口頭だけでなく、絵カードや書面を提示するなどの手段を活用して、情報伝達に配慮しております。	
	44	9		現時点では、地域の方をご招待するなどの交流は積極的に企画するまでに至っておりません。	個人情報の観点から、保護者様のご意向に沿って慎重かつ十分な配慮のうえ、検討してまいります。
非常時等の対応	45	9		各種マニュアルを策定するとともに、事業所内にて実施し、定期的な訓練も実施しております。	
	46	9		業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。	
	47	9		契約時に必ず確認をおこない、緊急時には、全職員が適切に対応できるよう共通理解を図っております。	
	48	9		契約時に保護者様より聞き取りをおこない、全職員で情報共有し、対応しております。	
	49	9		安全計画を全職員が周知できるよう、会社が作成した研修や訓練をおこなう、万が一の際には安全計画に沿って行動できるよう努めてまいります。	
	50	9		契約時や、昨年、災害が増えているため、定期的に保護者様に安全確保についてお話しするよう心がけております。また、事業所内に各種マニュアルや対策を掲示しております。	
	51	9		ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討している。	
	52	9		虐待防止委員会を設置し、虐待防止についての研修、身体拘束適正化についての研修を全職員が受けております。	
	53	9		利用契約書には身体拘束の禁止が記載されており、生命又は身体を保護するためやむを得ず身体拘束をおこなう場合は、あらかじめ文書により保護者様の同意を得ることとしております。	